

令和6年4月1日

【お知らせ】

武雄河川事務所及び筑後川河川事務所から佐賀河川事務所への  
所掌事務の移管について

令和6年度より、嘉瀬川及び城原川等の流域並びに流況調整河川である佐賀導水路の一体的な治水及び利水上の強化を図るため、武雄河川事務所が所掌していた嘉瀬川並びに筑後川河川事務所が所掌していた城原川、佐賀江川及び田手川の改修工事及び維持修繕その他の管理等に係る事務を佐賀河川事務所が所掌することとなりました。

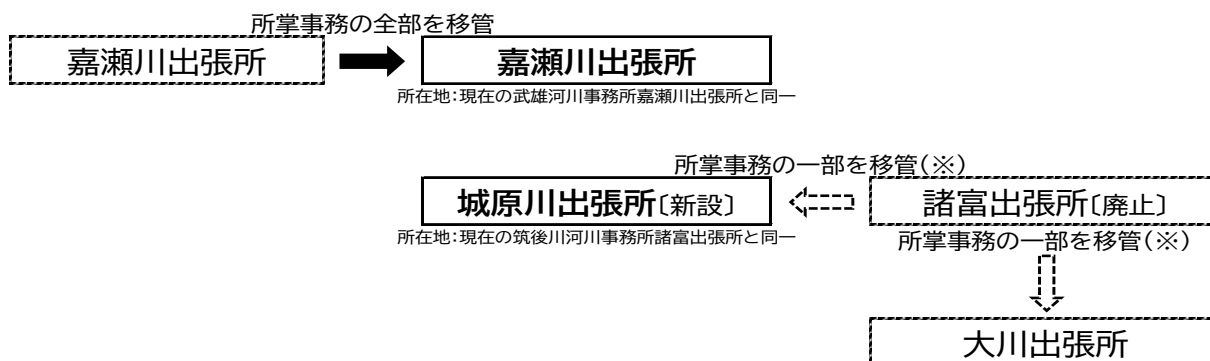
所掌事務の移管に伴い、下記のとおり組織体制が変更されますのでお知らせします。

記

〔武雄河川事務所〕

〔佐賀河川事務所〕

〔筑後川河川事務所〕



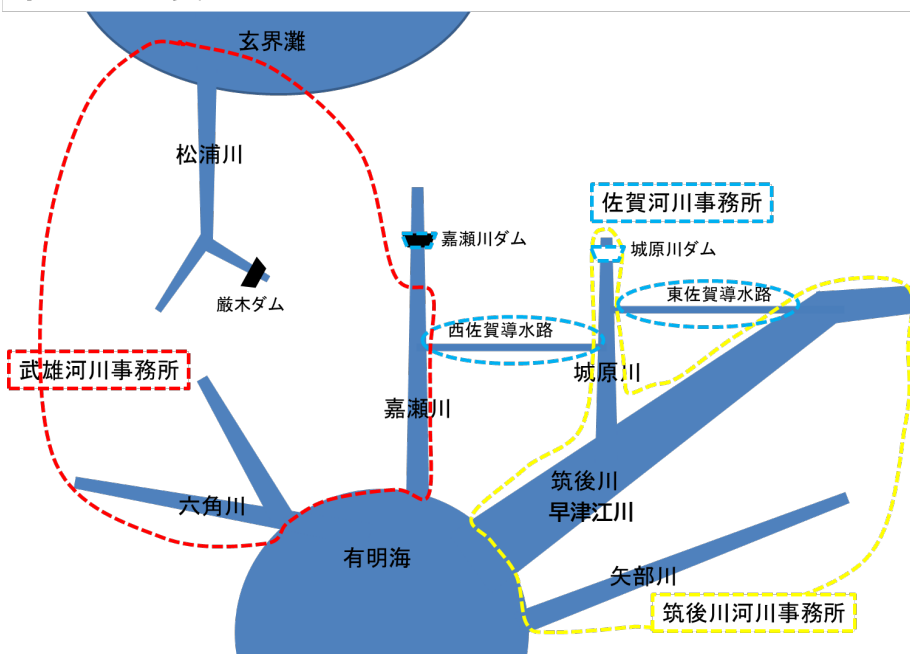
※ 現在の筑後川河川事務所諸富出張所の所掌事務のうち、城原川、佐賀江川及び田手川に係る事務を佐賀河川事務所城原川出張所で、筑後川、早津江川及び諸富川に係る事務は筑後川河川事務所大川出張所で所掌します。

# 嘉瀬川及び城原川流域における管理区間の再編について

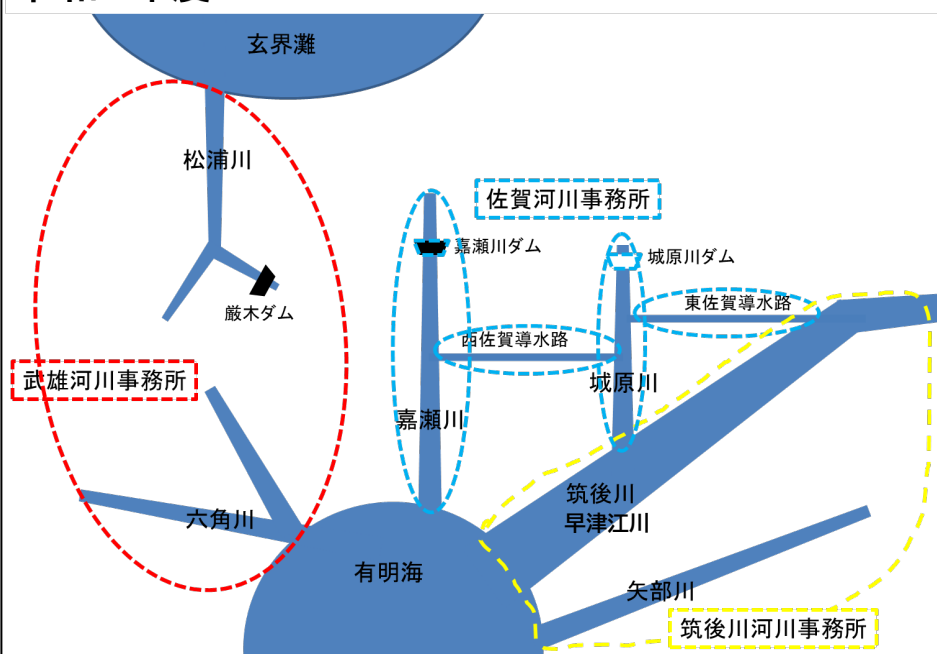
- 現在、武雄河川事務所が管理している嘉瀬川及び筑後川河川事務所が管理している城原川は、佐賀河川事務所が管理している流況調整河川である佐賀導水路と連絡しており、一体的に治水・利水の調整を実施している。
- 佐賀市や神埼市の市街地においては、近年、出水被害も出ており、治水上、佐賀導水路と嘉瀬川及び城原川の連携の重要性が増している。また、利水上においても、嘉瀬川では、気候変動に伴い、非出水期は少雨傾向であり、毎年のように渇水調整連絡会を開催し、取水制限を実施しており、これらにおける利水調整も重要になっている。
- 上記を踏まえ、令和6年度から本流域における治水・利水上の強化を行う目的で、管理区間の再編を行う。

## 管理区間再編

令和2年度～



令和6年度～



令和6年4月1日

筑後川河川事務所

### 大川出張所及び久留米出張所の管理区間見直しについて（お知らせ）

令和6年度から、筑後川河川事務所が所掌していた城原川、佐賀江川及び田手川の改修工事及び維持修繕その他の管理等に係る事務を佐賀河川事務所が所掌することになったことに伴い、筑後川河川事務所諸富出張所は廃止されることになりました。このため、諸富出張所の所掌事務のうち、筑後川、早津江川及び諸富川に係る事務を大川出張所で所掌することとなりました。

つきましては、この所掌事務の移管に伴い、筑後川における出張所の管理区間を下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

#### 記

1. 大川出張所の管理区間であった広川左岸0k000～1k600に係る事務を令和6年4月1日より久留米出張所で所掌する。
2. 管理区間の見直し  
以下の概要図を参照のこと。

#### 管理区間見直し概要図

